

公共事業の事業評価書

（農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価）

平成 2 6 年 3 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農業農村整備事業及び海岸事業（農地）のうち、総事業費10億円以上の事業を対象として実施。

今回実施した政策は、事業完了後おおむね5年を経過した地区について、事業実施主体からの協力が得られた範囲内で完了後評価を実施した。

なお、完了後評価を実施した事業名及び評価実施地区数は以下のとおりである。

また、具体の地区名は、「評価実施地区一覧表」（別添1）のとおりである。

事業名	評価実施地区数
① かんがい排水事業	2
② 経営体育成基盤整備事業	11
③ 畑地帯総合整備事業	6
④ 農道整備事業	8
⑤ 農業集落排水事業	7
⑥ 農村振興総合整備事業	1
⑦ 田園整備事業	1
⑧ 中山間地域総合整備事業	8
⑨ 農地防災事業	7
⑩ 農地保全事業	1
⑪ 農村環境保全対策事業	1
⑫ 海岸保全施設整備事業	2
⑬ 草地畜産基盤整備事業	3
⑭ 畜産環境総合整備事業	2
合 計	60

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

（1）政策評価を担当した部局

地方農政局等（北海道にあっては生産局及び農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）において評価を実施した。

（事業ごとの評価担当及び各地方農政局等における担当窓口は、別添5）

（2）政策評価実施期間

平成25年4月から平成26年3月

3 政策評価の観点	政策評価に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点から、事業の目的や内容が妥当であったか、事業の実施により目的に沿った事業効果の発現が認められたか、事業計画に対する達成状況はどうか等を点検し、総合的に評価を実施した。
4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、事業地区ごとに事業効果を点検し、その結果を基に生産局及び農村振興局において、事業ごとの農業農村整備事業等事後評価結果（別添2）を取りまとめた。 各事業地区ごとの事業効果については、事業主体から提供された資料等に基づき、地方農政局等が、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②事業効果の発現状況、③事業により整備された施設の管理状況、④事業実施による環境の変化、⑤社会経済情勢の変化等の視点について事業の特性を踏まえた評価項目に基づき把握した。 各事業地区ごとの評価結果については、「地区別結果書」（別添3）のとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	事業地区ごとの評価に際しては、地方農政局等ごとに学識経験者で構成する事業評価技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置し、可能な範囲で現地調査を行った上で審議を行い、技術的・専門的見地からの意見を聴取し、その意見を踏まえて評価の客観性及び透明性の確保を図った。（各地方農政局等の「技術検討会委員名簿」は別添4） 各事業地区ごとの技術検討会の意見は、「地区別結果書」（別添3）の第三者の意見欄のとおりである。
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	本評価を行う過程において使用した資料は、各事業実施主体より収集した個別地区の基礎資料、技術検討会説明資料であり、資料に基づき整理した内容を「地区別結果書」（別添3）に集約している。 「地区別結果書」を含め、技術検討会で使用した資料は農林水産省及び地方農政局等のホームページにおいて公表している。 また、技術検討会の議事概要及び議事録については、農林水産省及び地方農政局等のホームページにおいて公表している。（ホームページアドレスは別添5のとおり）
7 政策評価の結果	政策評価の対象とした事業（14事業種）の各事業地区（60地区）について、各事業地区とも事業目的に応じた効果の発現が認められた。 事業地区の主な評価結果をとりまとめた事業ごとの評価結果と第三者の意見及びこれらを踏まえた今後の事業の在り方、事業評価手法の改善等の方針については、農業農村整備事業等事後評価結果（別添2）のとおりである。